

青梅市選挙管理委員会告示第8号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

青梅市選挙管理委員会

18,413